

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 西 京 銀 行
代表者名 取締役頭取 渡邊 孝夫
問合せ先 総合企画部長 金丸 眞明
(TEL 0834-22-7669)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成 14 年法律第 65 号）」により、社債等登録法が平成 20 年 1 月 4 日に廃止されたことに伴い、第 2 条「目的」について所要の変更を行うものであります。
- (2) 今後、積極的な業務展開を通じて企業価値の向上を図る上で自己資本の充実が必要であると判断し、優先株式による第三者割当増資を行うことを可能といたしたく、第一種優先株式に係る規定を新設する定款変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 25 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 25 日（水）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(6) (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1 億 800 万株</u>とする。</p> <p>第 7 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当銀行の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>第 10 条～第 13 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3 億株</u>とし、<u>普通株式および第一種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、2 億 97 百万株および 3 百万株</u>とする。</p> <p>第 7 条～第 8 条 (現行のとおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当銀行の単元株式数は、<u>全部の種類</u>の株式について、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>第 10 条～第 13 条 (現行のとおり)</p>

(新 設)

(新 設)

第2章の2 優先株式

(第一種優先株式)

第13条の2 当銀行の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。

(優先配当金の額)

1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株当たり、第一種優先株式の払込金額 1,000 円に対し、年率 3.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成 21 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 6 月 30 日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1 カ月未満の期間については年 365 日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第一種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に支払われた剰余金の額は、当該事業年度の剰余金の総額を超過してはならない。

余金の配当の合計額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

4. 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額として、1,000 円を限度に金銭を支払う。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

5. 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会)

6. 当銀行が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

7. 当銀行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当銀行は、第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(普通株式を対価とする取得請求権 (転換請求権))

8. 第一種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当銀行が第一種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

(2) 取得の条件

- ① 第一種優先株式は、次に定める条件により当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に取得させることができる。なお、第一種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{(第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の払込金額の総額)} \div \text{取得価額}}$$

② 取得価格

イ 当初取得価額

当初取得価額は、191 円とする。

ロ 取得価額の調整

- (a) 当銀行は、第一種優先株式の発行後、下記
(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

取得価額調整式で使用する「既発行普通株

式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1カ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除したものとする。取得価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。取得価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(iii)で定める対価の額とする。

(b) 取得価額調整式により第一種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 調整前の取得価格を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、当銀行の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）

その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。)

調整後の取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当銀行普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式も

しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに調整前の取得価額を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前の取得価額を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に

取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の取得価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。本(iii)における「対価」とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(d) 上記(b)に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当銀行取締役会が合理的に判断するときには、当銀行は、必要な取得価額の調整を行う。

(i) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割

または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当銀行の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

(e) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後取得価額の調整を行う場合には、調整前取得価額は当該差額を差し引いた額とする。

③ 取得請求受付場所

当銀行本店

④ 取得の効力発生

取得請求書および第一種優先株式の株券が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当銀行は、第一種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当銀行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。ただし、第一種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

(金銭を対価とする取得条項（強制償還）)

9. 当銀行は、平成28年7月1日以降の日で当銀行取締役会の決議で定める日をもって、第一種優先株式の全部または一部を取得し、これと引換えに、第一種優先株式1株につき1,000円の金銭を交付することができる。当銀行が第一種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第一種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

<p>第 14 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 21 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条～第 20 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 章の 2 種 類 株 主 総 会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第 20 条の 2 第 17 条および第 20 条の規定は種類株主総会に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>第 16 条の規定は定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会の決議方法)</u></p> <p><u>第 20 条の 3 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 21 条～第 40 条 (現行のとおり)</p>
--	---

以上